

☆☆東京民医連☆☆ 薬害根絶の会 news

2014年1月吉日発行 No.49

11月24日 国民の医薬シンポジウムレポート続編です！

◆TPP-環太平洋経済連携協定の問題は、これが単なる FTA-自由貿易協定ではないということです。

ISD 条項ががっちり取り込まれ、非関税の障壁となる国内法などに対し、企業が撤廃の要求ができるということです。

…えっ？ISD ジョーゴ？ 企業が法律の撤廃を要求できる？

◆ISD 条項-Investor State Dispute Settlement は、外国投資家と国家間の紛争を国際的な仲裁機関に付託するための手続きを定めた規定です。

例えば⇒福島原発事故後のドイツ政府の脱原発に対し、投資していたスウェーデンの電力会社が 37 億ユーロ(5000 億円)の賠償請求をしています。

…つまり、一企業が他国の規制のあり方、法制度に干渉できるってことですね。

◆しかも、問題なのはその仲裁にかかる莫大な費用と年月です。また、「条約は国内法に優先する」ことから TPP の取り決めは優先されます。

そこで、海外企業の不利益となりそうなら、国内利益を守るための規制も撤廃や緩和が進められ、外資へのご機嫌伺い=萎縮効果が起きてきます。

つまり、TPP には逆らうなと傾倒していくようになります。

…薬事法も、あのスモンで勝ち取った 2 法も一般的な国内法ですね。

◆韓国政府の地産地消推奨条令の撤廃指示は TPP (アメリカによる米国産農産物の売り込み) の影響そのものです。

…日本の軽自動車の課税アップも米国自動車産業へのご機嫌伺いですよね。

さて、TPPが薬にどう影響してくる？

◆医療全体では、自由診療とか医療技術への影響が注目されていますが、実は薬に関しての項目はありません。

…項目がないのなら安心！でも、薬は商品という一面がありますから心配ですね。

◆そうです。製薬企業にとって薬は商品です。ISD 条項で考えると、薬関係ではその相手は主に米国のビッグファーマです。製造業の頂点に立つ大製薬企業が相手です。

薬関連の国内法が、その売上(会社利益)の障壁になれば、それは訴えの対象となります。

イーライリリー(米)がカナダ政府に対し、臨床実験が不十分であるとして ADHD-注意欠陥多動性障害-の特許を与えなかったことで 1 億ドル(約 100 億円)を請求しています。

…その国の判断で承認が慎重にされるべき薬もありますよね。提訴阻止優先-これが萎縮効果なんですね。安全性後回しじゃないですか。

◆薬害の教訓に基づく規制制度の危機！なんです。

スモンで勝取った副作用被害救済制度は製薬企業の拠出金が基金となっています。「日本で薬を売るとこんな出費を負担させられる」と外国企業から訴えられる危険性は大です。

…薬害の大事な教訓がないがしろにされるってことですね。

☹️TPP の名のもとに、安全性よりも外資の利益を優先した道筋が、それが正道であるかのように、あっちこっちに敷かれてしまう危険性を感じました。

利益も大事ですが、命を大事にするのが医療の歩むべき道だと思います。

つたないレポートですが、連鎖する危険性を想像していただけたら幸いです。

A Happy New Year
今年もよろしくお願
いいたします！

